

○横浜市公園条例

昭和 33 年 3 月 31 日

条例第 11 号

注 昭和 60 年 3 月から改正経過を注記した。

横浜市公園条例をここに公布する。

横浜市公園条例

(趣旨)

第 1 条 公園の設置及び管理については、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)及び同法に基く命令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 都市公園法をいう。
- (2) 令 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)をいう。
- (3) 公園 横浜市が設置する法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。
- (4) 公園施設 法第 2 条第 2 項各号に掲げる施設をいう。
- (5) 有料施設 横浜市が設置し、有料で使用させる公園施設をいう。
- (6) 公園予定区域 法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域をいう。
- (7) 予定公園施設 公園予定区域に設けられる施設で公園施設となるべきものをいう。

(平 17 条例 21・平 24 条例 101・一部改正)

(公園の変更等)

第 3 条 市長は、公園の名称、位置、区域、公園施設若しくは公園の利用に関する事項を変更し、又は公園を廃止する場合は、その旨を公告しなければならない。

- 2 市長は、法第 2 条の 2 の規定による公告をする場合又は前項の規定による公告をする場合(公園の区域を変更し、及び廃止する場合に限る。)は、公園の区域を表示した図面を市役所において一般の縦覧に供しなければならない。

(昭 61 条例 21・一部改正)

(公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第 3 条の 2 法第 3 条第 1 項に規定する条例で定める基準は、次条及び第 3 条の 4 に定めるところによる。

(平 24 条例 101・追加)

(市民 1 人当たりの公園の敷地面積の標準)

第 3 条の 3 横浜市の区域内の公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とする。

(平 24 条例 101・追加)

(公園の配置及び規模の基準)

第3条の4 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように横浜市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として横浜市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び横浜市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園であって休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等の前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例101・追加)

(公園施設の設置基準)

第3条の5 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積

の 100 分の 20 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平 24 条例 101・追加)

(公園の利用の禁止等)

第 4 条 市長は、次に掲げる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域又は公園施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 公園施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合
- (3) 前各号以外の場合において公園の管理上必要がある場合

(昭 61 条例 21・一部改正)

(行為の禁止)

第 5 条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文又は第 7 条第 2 項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (11) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(昭 63 条例 19・平 17 条例 21・一部改正)

(行為の制限)

第 6 条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 指定された場所以外の場所へ車両及び牛馬の類を乗り入れ、またはとめおくこと。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため公園の全部または一部を一時的に独占して使用すること。
- (7) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (8) 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認めてあらかじめ告示して禁止する行為

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前 2 項の許可をすることができる。

4 市長は、第 1 項または第 2 項の許可に、公園の管理のため必要な範囲内で条件をつけることができる。

(昭 60 条例 10・平 17 条例 21・一部改正)

(供用期間等)

第 6 条の 2 公園又はその一部の供用期間、開場時間その他のその供用について必要な事項は、規則で定める。

(平 20 条例 34・追加)

(有料施設)

第 7 条 有料施設は、別表第 1のとおりとする。

2 有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長(第 28 条の 2 第 1 項の規定により同項第 1 号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 21 条及び第 22 条において同じ。)の許可を受けなければならない。

3 公衆を入場させることを目的として設置された有料施設の収容人員は、規則で定める。

4 第2項の許可を受けた者は、その使用の目的に従って公衆を入場させる場合においては、前項に規定する収容人員をこえて入場させてはならない。

(平16条例16・平20条例34・一部改正)

(公園施設の設置または管理の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)

イ 設置の目的

ウ 設置の場所

エ 設置の期間

オ 公園施設の種類、構造、数量及び規模

カ 工事の実施方法(工事費の調達計画を含む。)

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 公園施設の管理の方法

ケ 公園施設を設けて業を営もうとするときは、その経営の方法及び収支の見込

コ 公園の復旧方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理しようとする公園施設

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ 公園施設を管理して業を営もうとするときは、その経営の方法及び収支の見込

キ その他市長の指示する事項

(3) 法第5条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 既に受けた許可の年月日及び番号

ウ 変更する事項及び変更の理由

エ その他市長の指示する事項

(平17条例21・一部改正)

(公園の占用の許可申請書の記載事項)

第9条 法第6条第2項に規定する申請書に記載すべき事項は、同条同項に規定する事項のほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 工作物その他の物件または施設の管理方法

(3) 工事の実施方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 公園の復旧方法

(6) その他市長の指示する事項

(占有許可事項の軽易な変更)

第 10 条 法第 6 条第 3 項ただし書に規定する条例で定める市長の許可を受ける必要のない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物その他の物件または施設の内部における軽易な改装

(2) 許可に際し、市長の指示した事項

(添付書類)

第 11 条 公園施設の設置もしくは公園の占有の許可を受けようとする者またはそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(保証人及び保証金)

第 12 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文又は第 7 条第 2 項の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、若しくは必要な担保を徴することができる。

(平 17 条例 21・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第 13 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文又は第 7 条第 2 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させてはならない。

(平 17 条例 21・一部改正)

(権利承継の届出)

第 14 条 相続によって、使用者から使用に関する権利を承継した者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 合併後存続する法人または合併により設立された法人が前条の権利を承継したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当するときは、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又はこの条例による市長の許可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた者が死亡し、又は所在不明となり、その承継人がないとき。

(2) 法人が解散したとき。

(平 17 条例 21・一部改正)

(使用料)

第 16 条 公園を使用する者は、別表第 2 第 1 号イに掲げるものについては同表に掲げる区分により同表に掲げる額の、その他のもの(同号エに掲げる有料施設のうち別表第 2 の 2 に掲げる公園又はその一部に係るものを除く。)については別表第 2 に掲げる区分により同表に掲げる金額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、清算を必要とする使用料その他規則で定める事由に該当する使用料については、この限りでない。

3 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める事由があると認めるときは、使用者の申請により使用料の全部または一部を免除することができる。

4 前各項のほか、使用料について必要な事項は、規則で定める。

(平 7 条例 79・平 9 条例 29・平 10 条例 17・平 16 条例 62・一部改正)

(使用料の返還)

第 17 条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者が使用を開始する日の 5 日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(2) 使用者が期間満了前に使用を廃止したとき。

(3) 使用者が天災その他自己の責めに帰することのできない理由によって許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。

(4) 法第 27 条第 2 項又は第 19 条第 2 項の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じたとき。

(昭 61 条例 21・平 10 条例 17・平 17 条例 21・一部改正)

(無料公開等)

第 18 条 市長は、次の各号の一に該当する日に特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、または無料で有料施設を使用させることができる。

(1) 都市計画または公園もしくは緑地に関する行事の日

(2) 国家的または全市的行事の日

2 市長は、前項の規定により、使用料を減額し、または無料で有料施設を使用させようとするときは、その旨及び当該有料施設の名称及び使用料の額その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。

(監督処分)

第 19 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復もしくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例もしくはこの条例に基く規定またはこの条例の規定に基く処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、または当該行為により生ずべき損害を予防するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全または公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第1項の規定にかかわらず、第28条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を行う指定管理者は、第7条第2項の許可を受けた者が第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(平16条例16・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第19条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(平17条例21・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第19条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を横浜市報に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例21・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第19条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の

評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平 17 条例 21・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手續)

第 19 条の 5 法第 27 条第 6 項の規定による保管した工作物等を売却する場合の手續については、物品の売払いの例による。

(平 17 条例 21・追加)

(工作物等を返還する場合の手續)

第 19 条の 6 市長は、保管した工作物等(法第 27 条第 6 項(法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平 17 条例 21・追加)

(届出)

第 20 条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置または公園の占用に関する工事を完了した場合
- (2) 公園施設の設置もしくは管理または占用を廃止した場合
- (3) 法第 10 条の規定又は法第 27 条若しくは第 19 条の規定に基づく処分により公園を原状に回復した場合
- (4) 法第 27 条又は第 19 条の規定に基づく処分により必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了した場合

(平 17 条例 21・一部改正)

(申請者の優先順位)

第 21 条 この条例の規定により市長の許可を受けようとする申請が競合したとき、この条例またはこの条例に基く規則の規定に適合した申請書の到達が先であった者を優先者とする。

- 2 申請書が同時に到達したときは、市長は、抽せんにより優先者を定める。
- 3 前項の抽せんには、関係の申請者は立ち会うことができる。
- 4 市長は、公益上必要がある場合その他特別の事由があると認める場合は、第 2 項の規定にかかわらず、関係の申請者と協議して優先者を定め、または当該協議が成立しないときは、自ら決定することができる。

(申請期限を定めたときの取扱)

第 22 条 市長があらかじめこの条例の規定による市長の許可を受けようとする者の申請期限を定めたときは、当該期限までに到達した申請書は、同時に到達したものとみなす。

(立入検査)

第 23 条 市長またはその命じた者もしくはその委任を受けた者は、公園の管理上必要がある場合においては、その必要限度において、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入り、調査し、検査し、または関係人に質問することができる。

2 前項の規定により、市長の許可を受けて占有している占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入の際、あらかじめその旨をその占有物件等の占有者に告げなければならない。

3 第 1 項の規定により、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする者は、規則で定めるその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(公園予定区域等についての準用)

第 24 条 第 3 条第 2 項、第 8 条から第 17 条まで、第 20 条及び前条の規定(これらの規定中、この条例の規定による許可に係る部分の規定を除く。)は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平 17 条例 21・一部改正)

(過料)

第 25 条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その金額の 5 倍に相当する金額以内の過料に処する。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 4 条の規定に基く公園の利用の禁止または制限に違反して公園を利用した者
- (2) 第 5 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第 6 条第 1 項または第 2 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者
- (4) 第 7 条第 2 項または第 4 項の規定に違反して有料施設を使用した者
- (5) 第 14 条及び第 20 条に規定する届出をしない者
- (6) 第 19 条の規定に基く命令に従わない者

(平 17 条例 21・一部改正)

第 27 条 法第 5 条の 3 の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前 2 条の規定の適用については、市長とみなす。

(法人格のない団体の取扱い)

第 28 条 法人でない社団又は財団で、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 3 条の規定により同法の適用について法人とみなされるものは、この条例の適用について、法人とみなす。

(昭 60 条例 10・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第 28 条の 2 別表第 2 の 2 及び別表第 2 の 3に掲げる公園又はその一部の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) 第 7 条第 2 項の許可に関すること。
 - (2) 公園又はその一部の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。ただし、別表第 2 の 3に掲げる公園の一部について、地域住民の郷土の文化に関する体験活動又は身近な自然に親しむための体験活動に対して支援を行うために地域住民により組織されたと認められるものを指定管理者の候補者として選定する場合にあっては、この限りでない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公園又はその一部の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認められたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、三ツ沢公園(体育館に限る。以下この条及び第 29 条の 2 並びに別表第 2 の 4において同じ。)以外の別表第 2 の 2 及び別表第 2 の 3に掲げる公園又はその一部について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の 4の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会(第 33 条第 1 項に規定する委員会をいう。以下「選定評価委員会等」という。)の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、三ツ沢公園について、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会(横浜市スポーツ施設条例(平成 10 年 3 月横浜市条例第 18 号)別表第 2の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

7 前各項並びに次条及び第 29 条の 2 の規定にかかわらず、野毛山公園(動物園を除く。)及び金沢自然公園(動物園を除く。)の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市動物園条例(昭和 63 年 3 月横浜市条例第 11 号)に定めるところによる。

(平 16 条例 16・追加、平 17 条例 82・平 19 条例 35・平 21 条例 38・平 23 条例 48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第 29 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平 16 条例 16・全改)

(管理の業務の評価)

第 29 条の 2 指定管理者(こどもログハウス及び三ツ沢公園の指定管理者を除く。)は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 28 条の 2 第 1 項各号に掲げる公園又はその一部(こどもログハウス及び三ツ沢公園を除く。)の管理に関する業務について、別表第 2 の 4 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会等の評価を受けなければならない。

2 こどもログハウスの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 28 条の 2 第 1 項各号に掲げるこどもログハウスの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

3 三ツ沢公園の指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 28 条の 2 第 1 項各号に掲げる三ツ沢公園の管理に関する業務について、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(平 23 条例 48・追加)

(利用料金等)

第 29 条の 3 第 28 条の 2 第 1 項の規定により同項第 1 号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあつては、第 7 条第 2 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、新横浜公園の総合競技場、補助競技場及び投てき練習場を除く有料施設については別表第 3に、新横浜公園の総合競技場については第 32 条第 1 項及び別表第 4に、新横浜公園の補助競技場及び投てき練習場については同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

6 第 18 条の規定は、利用料金を減額し、又は無料とする場合について準用する。この場合において、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 1 項中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、「無料で有料施設を使用させることができる」とあるのは「無料とするものとする」と読み替えるものとする。

(平 10 条例 17・追加、平 11 条例 29・平 16 条例 16・平 18 条例 9・一部改正、平 23 条例 48・旧第 29 条の 2 繰下)

(横浜公園の野球場に関する特例)

第 30 条 株式会社横浜スタジアムが横浜公園の野球場を使用する場合の使用料の額は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、横浜公園の野球場に係る土地借受料及び光熱水費を基準として、規則で定める。

2 株式会社横浜スタジアムは、毎年規則で定めるところにより、横浜公園の野球場の年間使用計画書を市長に提出しなければならない。

3 株式会社横浜スタジアムが前項の年間使用計画書に基づき横浜公園の野球場を使用するため、第 7 条第 2 項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、市長が特に必要があると認めるときは、第 21 条の規定にかかわらず、株式会社横浜スタジアムを優先者とすることができる。

(平 16 条例 16・一部改正)

(三ツ沢公園の球技場に関する特例)

第 31 条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が指定したもの(以下「指定団体」という。)が三ツ沢公園の球技場を使用する場合の使用料の額は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、1 試合につき 150,000 円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、150,000 円に当該各号に定める額を加えた額とする。

(1) 三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が入場者から入場料その他これに類する対価(以下「入場料等」という。)を徴収する場合 徴収した入場料等の総額に 10 分の 1 以内で規則で定める割合を乗じた額

(2) 三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が屋外照明設備を使用する場合 1 時間につき 54,000 円以内で規則で定める額

2 三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が次の各号に掲げる行為をする場合の使用料の額は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 業として行う物品の販売 1 件 1 日につき 10,000 円以内で規則で定める額

(2) 業として行う大型映像装置への広告の表示 1件1日につき24,000円以内で規則で定める額

3 指定団体は、毎年規則で定めるところにより、三ツ沢公園の球技場の年間使用計画書を市長に提出しなければならない。

4 指定団体が前項の年間使用計画書に基づき三ツ沢公園の球技場を使用するため、第7条第2項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、市長が特に必要があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず、当該指定団体を優先者とすることができる。

(平5条例24・追加、平16条例16・平19条例64・一部改正)

(新横浜公園の総合競技場に関する特例)

第32条 指定団体が新横浜公園の総合競技場を利用する場合(当該利用に伴う準備作業又は撤収作業を行うことのみを目的として利用する場合を除く。)の利用料金の基本額は、別表第4第1号の規定にかかわらず、1日につき1,440,000円とする。

2 指定団体は、規則で定めるところにより、新横浜公園の総合競技場の年間使用計画書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定団体が前項の年間使用計画書に基づき新横浜公園の総合競技場を使用するため、第7条第2項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず、当該指定団体を優先者とすることができる。

(平9条例29・追加、平10条例17・平16条例16・平17条例82・一部改正)

(指定管理者選定評価委員会等)

第33条 別表第2の4の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会を置く。

2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第34条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

(平5条例24・旧第31条繰下、平9条例29・旧第32条繰下、平23条例48・旧第33条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

(廃止)

2 横浜市公園使用条例(昭和 27 年 6 月横浜市条例第 26 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に旧条例の適用を受けている公園でこの条例施行の日において、この条例の適用を受けることとならないものの管理及び使用については、なお当分の間従前の例による。

4 この条例施行の際、現にこの条例施行後の期間にかかる使用料を前納して別表第 2 に掲げる有料施設を使用することについて、旧条例第 4 条の許可を受けている者は、別段の処分がなされない限り、当該期間は、従前と同様の条件により当該有料施設を使用することについて第 7 条第 2 項の許可を受けたものとみなす。ただし、使用料については、この条例による使用料と旧条例による使用料との差額を、昭和 33 年 4 月末日(同日以前に使用するとき、当該使用開始のとき)までに追徴し、または還付する。

付 則(昭和 33 年 7 月条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 33 年 10 月条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 34 年 3 月条例第 8 号)

この条例は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 34 年 7 月条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 35 年 4 月条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 35 年 4 月条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 35 年 7 月条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 36 年 4 月条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 37 年 10 月条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 38 年 6 月条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 39 年 3 月条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 39 年 7 月条例第 91 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 40 年 3 月条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 40 年 10 月条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 41 年 8 月条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 42 年 6 月条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 42 年 7 月条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 43 年 8 月条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 44 年 6 月条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 44 年 9 月条例第 35 号)

この条例は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中本牧市民公園に係る改正部分は、規則で定める日から施行する。

(昭和 44 年 9 月規則第 76 号により同年 9 月 13 日から施行)

付 則(昭和 45 年 6 月条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年 10 月条例第 67 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 45 年 10 月規則第 126 号により別表第 1 の改正規定、別表第 2 に係る改正規定中有料施設の表三ツ沢公園の項有料施設の名称の欄に「平沼記念体育館」を加える部分及び別表第 3(3)使用料の増減ウの表に係る改正規定中イギリス館を除く部分は、同年 11 月 4 日から施行)

(昭和 45 年 11 月規則第 130 号により別表第 2 に係る改正規定中、港の見える丘公園の部分、別表第 3(3)使用料の基本額エ有料施設の使用料の表に係る改正規定及び別表第 3(3)使用料の増減ウの表に係る改正規定中イギリス館の部分は、同年同月 12 日から施行)

付 則(昭和 45 年 12 月条例第 77 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 46 年 6 月条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 3 月条例第 9 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 6 月条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 3 月条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 6 月条例第 45 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、菊名池公園プールに係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 48 年 6 月規則第 94 号により同年 7 月 21 日から施行)

(横浜市営野毛山プール条例の廃止)

- 2 横浜市営野毛山プール条例(昭和 24 年 10 月横浜市条例第 53 号)は、廃止する。

付 則(昭和 48 年 10 月条例第 62 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 6 月条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 12 月条例第 90 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 中富岡総合公園に係る改正規定並びに別表第 2 及び別表第 3 に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 50 年 3 月規則第 14 号により別表第 1 富岡総合公園に係る改正規定並びに別表第 2 及び別表第 3 に係る改正規定は、同年同月 20 日から施行)

附 則(昭和 50 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 10 月条例第 61 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月条例第 21 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 に係る改正規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の使用に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 別表第 3 に係る改正規定の施行の際、公園の使用について既に使用料を前納している者は、この条例による改正前の横浜市公園条例による使用料の金額とこの条例による改正後の横浜市公園条例による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 52 年 1 月条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 52 年 3 月条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月条例第 11 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号の改正規定は公布の日から、別表第 1 中「

蒔田公園	運動広場
------	------

」を「

蒔田公園	運動広場
野庭中央公園	プール 徒渉池

」に改める改正規定は規則で定める日から施行する。

(昭和 53 年 7 月規則第 64 号により「

蒔田公園	運動広場
------	------

を

蒔田公園	運動広場
野庭中央公園	プール 徒渉池

」に改める改正規定は、同年同月 8 日から施行)

附 則(昭和 53 年 12 月条例第 85 号)

この条例は、昭和 54 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 56 年 3 月規則第 8 号により別表第 1 の改正規定は、同年同月 20 日から施行)

(適用)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例(以下「新条例」という。)別表第 2 の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日以後の公園の使用に係る使用料から適用する。

(経過措置)

3 別表第 2 に係る改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例(以下「旧条例」という。)の規定により昭和 55 年 4 月 1 日以後の公園の

使用に係る使用料を納付している者は、旧条例の規定による使用料の金額と新条例の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 56 年 3 月条例第 28 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の横浜市公園条例の規定により施行日以後の使用に係る使用料を既に納付した者は、この条例による改正前の横浜市公園条例の規定による使用料の金額とこの条例による改正後の横浜市公園条例の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 56 年 12 月条例第 67 号)

この条例は、昭和 57 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年 7 月規則第 92 号により別表第 1 の改正規定中長浜公園に係る部分及び宮沢町第二公園に係る部分は、同年同月 10 日から施行)

(昭和 57 年 8 月規則第 100 号により別表第 1 の改正規定のうち金井公園に係る部分は、同年同月 14 日から施行)

(昭和 58 年 8 月規則第 79 号により別表第 1 の改正規定中入船公園に係る部分は、同年 9 月 3 日から施行)

附 則(昭和 57 年 5 月条例第 25 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年 7 月規則第 93 号により同年同月 10 日から施行)

附 則(昭和 58 年 3 月条例第 12 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 58 年 8 月規則第 80 号により同年 9 月 3 日から施行)

附 則(昭和 59 年 3 月条例第 18 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年 8 月規則第 85 号により別表第 2 の改正規定は、同年 9 月 1 日から施行)

(昭和 59 年 12 月規則第 124 号により別表第 1 の改正規定は、昭和 60 年 1 月 5 日から施行)

附 則(昭和 59 年 10 月条例第 49 号)

この条例は、昭和 59 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中大貫谷公園に係る部分は、昭和 60 年 7 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の公園の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の横浜市公園条例の規定により施行日以後の使用に係る使用料を既に納付した者は、この条例による改正前の横浜市公園条例の規定による使用料の金額とこの条例による改正後の横浜市公園条例の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 61 年 3 月条例第 21 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条に係る改正規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 61 年 4 月規則第 40 号により同年同月 6 日から施行)

附 則(昭和 61 年 9 月条例第 51 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月条例第 21 号)

この条例中、別表第 1 の改正規定は規則で定める日から、別表第 2 の改正規定は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 62 年 7 月規則第 91 号により別表第 1 の改正規定は、同年 8 月 1 日から施行)

附 則(昭和 63 年 3 月条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 1 号エの表に係る改正規定は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号エの規定は、昭和 63 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 3 月条例第 20 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、南本宿公園に係る改正規定は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(平成元年 10 月規則第 91 号により新杉田公園に係る改正規定は、同年同月 10 日から施行)

(平成 2 年 9 月規則第 79 号により綱島公園に係る改正規定は、同年 10 月 1 日から施行)

附 則(平成元年 12 月条例第 53 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 2 年 3 月規則第 12 号により新杉田公園に係る改正規定は同年同月 20 日から、清水ヶ丘公園に係る改正規定は同年同月 23 日から施行)

附 則(平成 2 年 3 月条例第 15 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 2 年 9 月規則第 80 号により日野中央公園に係る改正規定は、同年 10 月 10 日から施行)

(平成 3 年 2 月規則第 3 号により富岡西公園に係る改正規定は、同年 3 月 20 日から施行)

附 則(平成 3 年 3 月条例第 13 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、和泉アカシア公園に係る改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 3 年 6 月規則第 46 号により山崎公園に係る改正規定は同年 7 月 13 日から、富岡西公園に係る改正規定は同年 7 月 27 日から、上飯田西公園に係る改正規定は同年 8 月 1 日から施行)

附 則(平成 4 年 3 月条例第 31 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、戸塚公園に係る改正規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 4 年 6 月規則第 63 号により今川公園に係る改正規定及び小雀公園に係る改正規定は、同年 7 月 1 日から施行)

(平成 4 年 7 月規則第 71 号により清水ヶ丘公園に係る改正規定は、同年同月 18 日から施行)

附 則(平成 5 年 3 月条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条を第 32 条とし、第 30 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例第 31 条の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 9 月条例第 58 号)

この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月条例第 54 号)

この条例は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 7 年 6 月条例第 34 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月条例第 79 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第 2 の規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 9 月条例第 48 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年 11 月規則第 106 号により平成 9 年 5 月 22 日から施行)

附 則(平成 8 年 12 月条例第 70 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 9 年 3 月規則第 30 号により小雀公園に係る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行)

(平成 9 年 6 月規則第 67 号により東俣野中央公園に係る改正規定は、同年同月 15 日から施行)

附 則(平成 9 年 3 月条例第 29 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 9 年 7 月規則第 76 号により別表第 1 の改正規定(スポーツコミュニティプラザに係る部分に限る。)及び別表第 2 第 1 号エの表にスポーツコミュニティプラザの項を加える改正規定を除く部分の改正規定は、平成 10 年 3 月 1 日から施行)

(平成 10 年 3 月規則第 29 号により別表第 1 の改正規定中スポーツコミュニティプラザに係る部分及び別表第 2 第 1 号エの表の改正規定中スポーツコミュニティプラザに係る部分は、同年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 9 年 12 月条例第 77 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 10 年 3 月規則第 30 号により同年 6 月 2 日から施行)

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 10 年 12 月条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月条例第 29 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、長浜公園に係る改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 11 年 7 月規則第 72 号により同年同月 20 日から施行)

附 則(平成 11 年 12 月条例第 56 号)

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月条例第 46 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 29 条第 1 項の改正規定、別表第 1 に都田公園の項を加える改正規定、別表第 2 第 1 号エの表の改正規定(「

弓道場

(元町公園のものを除く。)

」を「

弓道場

」に改める部分に限る。)及び別表第 3 第 1 号の表の改正規定(弓道場の項を削る部分に限る。)は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 12 年 3 月規則第 49 号により同年 6 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に申請する公園の使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月条例第 25 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 に長坂谷公園の項を加える改正規定(庭球場に係る部分に限る。)は平成 13 年 4 月 1 日から、同表に中田中央公園の項を加える改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。

(平成 13 年 8 月規則第 87 号により同年 9 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年 3 月条例第 23 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 14 年 4 月規則第 43 号により同年 5 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年 6 月条例第 32 号)

この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行し、この条例による改正後の横浜市公園条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成 15 年 6 月条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条の 2 の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 17 年 3 月規則第 44 号により同年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその管理に関する事務を委託している公園施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 10 月条例第 62 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月条例第 21 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 82 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 32 条第 2 項及び第 3 項の改正規定、別表第 2 第 1 号エの表の改正規定並びに別表第 3 第 1 号の表の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月条例第 104 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月条例第 9 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 に俣野公園の項を加える改正規定並びに別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は規則で定める日から、別表第 2 の 2 の改正規定は公布の日から施行する。

(平成 19 年 2 月規則第 3 号により別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行)

(平成 20 年 2 月規則第 9 号により別表第 1 に俣野公園の項を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 18 年 12 月条例第 76 号)

この条例中、第 1 条の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 3 月規則第 31 号により同年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 19 年 5 月条例第 35 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月条例第 64 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条第 2 項第 2 号の改正規定及び別表第 2 第 3 号エの表の改正規定は平成 20 年 3 月 1 日から、別表第 1 の改正規定は規則で定める日から施行する。

(平成 20 年 4 月規則第 59 号により同年同月 17 日から施行)

附 則(平成 20 年 6 月条例第 34 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 7 条第 5 項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月条例第 57 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 6 月条例第 38 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月条例第 4 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月条例第 31 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 48 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則(平成 24 年 3 月条例第 28 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付し

た使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく南本宿第三公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成24年12月条例第101号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく富岡総合公園及び小菅ヶ谷北公園に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年6月条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく俣野別邸庭園に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成26年2月条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく東寺尾一丁目ふれあい公園、師岡町梅の丘公園及び泉が丘公園(分区園に限る。)を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成26年6月条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく海の公園に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 26 年 12 月条例第 88 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく新横浜公園の球技場を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1(第 7 条第 1 項)

(昭 60 条例 10・昭 61 条例 21・昭 61 条例 51・昭 62 条例 21・昭 63 条例 19・平元条例 20・平元条例 53・平 2 条例 15・平 3 条例 13・平 4 条例 31・平 5 条例 24・平 5 条例 58・平 6 条例 54・平 7 条例 34・平 8 条例 48・平 8 条例 70・平 9 条例 29・平 9 条例 77・平 10 条例 54・平 11 条例 29・平 11 条例 56・平 12 条例 46・平 13 条例 25・平 14 条例 23・平 16 条例 16・平 18 条例 9・平 19 条例 35・平 19 条例 64・平 20 条例 57・平 22 条例 4・平 24 条例 40・一部改正)

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
潮田公園	野球場 庭球場 プール 子供用プール
平安公園	プール 子供用プール
岸谷公園	プール 子供用プール
入船公園	野球場 庭球場
三ツ沢公園	陸上競技場 補助陸上競技場 球技場 庭球場

	馬術練習場 野球場 体育館
台町公園	野球場
入江町公園	プール 子供用プール
六角橋公園	プール 子供用プール
神の木公園	野球場
白幡仲町公園	子供用プール
岡野公園	プール 子供用プール 野球場
本牧市民公園	庭球場 運動広場 体験学習施設
山手公園	庭球場
横浜公園	野球場
日ノ出川公園	庭球場
元町公園	プール 弓道場
港の見える丘公園	集会施設
弘明寺公園	プール 子供用プール
中村公園	プール 子供用プール
清水ヶ丘公園	庭球場 屋内プール 体育館 運動広場
野庭中央公園	プール 子供用プール
日野中央公園	野球場 庭球場

常盤公園	庭球場 弓道場 運動広場
川辺公園	プール 子供用プール
鶴ヶ峰本町公園	プール 子供用プール
こども自然公園	野球場
大貫谷公園	プール 子供用プール
南本宿公園	分区園
今川公園	庭球場 野球場
南本宿第三公園	分区園
岡村公園	野球場 庭球場
磯子腰越公園	プール 子供用プール
芦名橋公園	子供用プール
森町公園	プール 子供用プール
洋光台南公園	プール 子供用プール
新杉田公園	野球場 庭球場
野島公園	野球場
富岡総合公園	弓道場
富岡八幡公園	プール 子供用プール
長浜公園	野球場 庭球場 球技場
富岡西公園	野球場

	庭球場
長浜野口記念公園	集会施設
綱島公園	プール 子供用プール
菊名池公園	プール
岸根公園	野球場
大倉山公園	集会施設
新横浜公園	総合競技場 補助競技場 投てき練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場
玄海田公園	運動広場
長坂谷公園	野球場 庭球場 球技場
谷本公園	球技場
千草台公園	プール 子供用プール
若草台第二公園	分区園
茅ヶ崎公園	プール
山崎公園	プール 子供用プール
都田公園	庭球場 運動広場
大坂下公園	プール 子供用プール
小雀公園	庭球場 運動広場
俣野公園	野球場
東俣野中央公園	庭球場

	運動広場
金井公園	野球場 庭球場
本郷ふじやま公園	弓道場
しらゆり公園	プール 子供用プール
和泉アカシア公園	分区園
上飯田西公園	プール 子供用プール
中田中央公園	野球場
宮沢町第二公園	プール 子供用プール
瀬谷本郷公園	野球場 庭球場

別表第2(第16条第1項)

(昭60条例10・昭61条例21・昭62条例21・昭63条例19・平5条例24・平7条例79・平8条例48・平9条例29・平10条例17・平11条例29・平12条例46・平14条例32・平15条例38・平16条例16・平16条例62・平17条例82・平18条例9・平18条例76・平19条例64・平20条例57・平24条例28・一部改正)

(1) 使用料の基本額

ア 公園施設を設け、又は管理して公園を使用する者の納付すべき使用料

区分	単位	金額	
		公園施設を設ける場合	公園施設を管理する場合
土地を使用する場合	1平方メートル1箇月につき	236円以内	610円以内
工作物その他の物件又は施設を使用する場合	1平方メートル1箇月につき	744円以内	1,820円以内(アメリカ山公園の売店及び飲食店その他これらに類するものを管理する場合にあっては8,240円以内と、山下公園の売店及び飲食店その他これらに類するも

			のを管理する場合に あつては 8,960 円以 内とする。)
--	--	--	--------------------------------------

イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用する者の
納付すべき使用料

種別		単位	金額
電柱その他これに類するもの(支線、支柱及び支線柱を含む。)	第一種電柱	1本1年につき	2,500円
	第二種電柱		3,800円
	第三種電柱		5,200円
	第一種電話柱		2,200円
	第二種電話柱		3,600円
	第三種電話柱		4,900円
	その他の柱類		220円
鉄塔		1平方メートル1年につき	4,500円
電線	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	22円
	地下電線その他地下に設ける線類		13円
変圧塔		1基1年につき	4,500円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき	94円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		270円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		540円
	外径が0.4メートル以上0.7メ		940円

	メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300円
	外径が1メートル以上のもの		2,700円
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地下に設けられるもの		1平方メートル1年につき	1,000円
標識		1本1年につき	3,600円
橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1平方メートル1年につき	2,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1基1年につき	1,900円
公衆電話所		1基1年につき	4,500円
天体、気象又は土地観測施設及び非常災害者収容施設		1平方メートル1年につき	370円
工事用施設及び工事用材料置場		1平方メートル1箇月につき	1,100円
競技会、展示会その他これらに類する催物を行う際、掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	3,400円
	アドバルーン、アーチ、広告塔その他これらに類するもの	1個又は1基1日につき	11,300円
その他の占用		1平方メートル1箇月につき	500円

(備考)

- 1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

ウ 第6条第1項各号に掲げる行為をして公園を使用する者の納付すべき使用料

行為の種類	単位		金額
業として行う広告写真の撮影	1日につき		6,300円以内
業として行う物品の販売その他これに類する行為	1件	1箇月につき	6,300円以内
		1日につき	1,200円以内
業として行う映画の撮影又は興行その他これらに類する行為	1日につき		12,400円以内
競技会その他これに類する行為	1件1時間につき		1,300円以内
展示会、祭礼その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき		10円以内
演説会、講演会その他これらに類する集会	1件1日につき		3,900円以内
駐車	1台1時間につき		400円以内
その他の行為	1件1日につき		3,900円以内

エ 有料施設の使用料

種別	貸切使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
三ツ沢公園の陸上競技場	1日につき	52,800円以内	1回につき	200円以内
三ツ沢公園の補助陸上競技場	1日につき	13,500円以内	1回につき	100円以内
横浜公園の野球場	1時間につき	28,000円以内		
野球場(横浜公園の野球場を除く。)	1時間につき	1,300円以内		
三ツ沢公園の球技場	1試合につき	21,000円以内		
庭球場	1面1時間につき	1,100円以内		
馬術練習場	1日につき	3,500円以内	1回につき	200円以内

(2) 使用料の端数計算

ア 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないもの、またはその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして、長さが1メートルに満たないもの、またはその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。

イ 使用料の額が年額で定められているものの使用料の額を算出する基礎となる期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月

割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

ウ 使用料の額が月額で定められているものの使用料の額を算出する基礎となる期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割をもって計算するものとする。

(3) 使用料の増減

ア 第6条第1項各号に掲げる行為をして公園を使用する者が、当該公園の放送設備を使用する場合は、第1号ウに定める使用料に、1件1日につき2,300円以内の額の使用料を加算する。

イ 有料施設の利用者が会合者から入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、第1号エに定める使用料に、150,000円以内で市長の定める額を加えた額を、当該施設の貸切使用料とする。

ウ 規定時間外に有料施設を使用する場合の使用料の額は、第1号エに定める使用料の10分の15の額とする。

エ 有料施設の利用者が当該有料施設の付属設備を使用する場合は、第1号エに定める使用料に、次表に定める額を加えた額を、当該施設の使用料とする。

附属設備の種別	単位	金額
競技用器具	1日につき	5,300円以内
場内放送設備	1回につき	4,500円以内
浴室(温湯シャワーを含む。)	1室1回につき	6,000円以内
温湯シャワー	1回につき	個人用 100円以内
		団体用 3,500円以内
ロッカールーム	1室1回につき	3,000円以内
更衣用ロッカー	1回につき	100円以内
屋外照明設備	1時間につき	70,000円以内
スコアボード	1回につき	7,000円以内
大型映像装置	1基1時間につき	12,000円以内
会議室	1日につき	9,000円以内
屋内練習場	1時間につき	3,000円以内

備考 会議室及び屋内練習場については、単独で使用することができる。この場合において、その使用料の額は、会議室については1日につき9,000円以内、屋内練習場については1時間につき3,000円以内とする。

別表第2の2(第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項)

(平21条例38・全改、平22条例31・平23条例48・平24条例40・平25条例10・平25条例45・一部改正)

名称	位置
馬場花木園	横浜市鶴見区
入船公園	
潮田公園	
白幡公園(こどもログハウスに限る。)	
平安公園(プール及び子供用プールに限る。)	
岸谷公園(プール及び子供用プールに限る。)	
三ツ沢公園(体育館に限る。)	横浜市神奈川区
神の木公園	
入江町公園(プール及び子供用プールに限る。)	
神大寺中央公園(こどもログハウスに限る。)	
台町公園	
白幡仲町公園(子供用プールに限る。)	
六角橋公園(プール及び子供用プールに限る。)	横浜市西区
岡野公園	
境之谷公園(こどもログハウスに限る。)	横浜市中区
本牧臨海公園	
港の見える丘公園(集会施設に限る。)	
本牧山頂公園	
本牧市民公園	
柏葉公園(こどもログハウスに限る。)	
元町公園	
山手イタリア山庭園	
山手公園	
日ノ出川公園	
横浜市こども植物園	横浜市南区
清水ヶ丘公園	
弘明寺公園(プール及び子供用プールに限る。)	
永田みなみ台公園(こどもログハウスに限る。)	
中村公園(プール及び子供用プールに限る。)	

日野中央公園	横浜市港南区
港南台北公園(こどもログハウスに限る。)	
野庭中央公園(プール及び子供用プールに限る。)	
横浜市児童遊園地(教養施設を除く。)	横浜市保土ヶ谷区
常盤公園	
川島町公園(こどもログハウスに限る。)	
川辺公園(プール及び子供用プールに限る。)	
今川公園	
南本宿公園(分区園に限る。)	
大貫谷公園(プール及び子供用プールに限る。)	横浜市旭区
上白根大池公園(こどもログハウスに限る。)	
鶴ヶ峰本町公園(プール及び子供用プールに限る。)	
南本宿第三公園	
岡村公園	
新杉田公園	
洋光台南公園(プール及び子供用プールに限る。)	横浜市磯子区
洋光台駅前公園(こどもログハウスに限る。)	
芦名橋公園(子供用プールに限る。)	
磯子腰越公園(プール及び子供用プールに限る。)	
森町公園(プール及び子供用プールに限る。)	
長浜野口記念公園(集会施設に限る。)	
長浜公園	
富岡総合公園	
野島公園	
富岡西公園	
富岡八幡公園(プール、子供用プール及びこどもログハウスに限る。)	
岸根公園	横浜市港北区
新横浜公園	
大倉山公園(集会施設に限る。)	
菊名池公園(プールに限る。)	

綱島公園(プール、子供用プール及びこどもログハウスに限る。)	
玄海田公園	横浜市緑区
新治里山公園	
長坂谷公園	
霧が丘公園(こどもログハウスに限る。)	
谷本公園	横浜市青葉区
美しが丘公園(こどもログハウスに限る。)	
千草台公園(プール及び子供用プールに限る。)	
若草台第二公園(分区園に限る。)	
鴨池公園(こどもログハウスに限る。)	横浜市都筑区
茅ヶ崎公園(プールに限る。)	
都田公園	
山崎公園(プール及び子供用プールに限る。)	
俣野別邸庭園	横浜市戸塚区
小雀公園	
俣野公園	
東俣野中央公園	
踊場公園(こどもログハウスに限る。)	
大坂下公園(プール及び子供用プールに限る。)	
小菅ヶ谷北公園	横浜市栄区
金井公園	
本郷ふじやま公園(弓道場に限る。)	
桂山公園(こどもログハウスに限る。)	
しらゆり公園(プール及び子供用プールに限る。)	横浜市泉区
中田中央公園	
いずみ台公園(こどもログハウスに限る。)	
和泉アカシア公園(分区園に限る。)	
上飯田西公園(プール及び子供用プールに限る。)	
瀬谷本郷公園	横浜市瀬谷区
瀬谷中央公園(こどもログハウスに限る。)	

宮沢町第二公園(プール及び子供用プールに限る。)

別表第2の3(第28条の2第1項、第2項及び第5項)

(平17条例82・追加、平23条例48・一部改正)

みその公園(文化体験施設に限る。)

こども自然公園(自然体験施設に限る。)

根岸なつかし公園(文化体験施設に限る。)

大塚・歳勝土遺跡公園(文化体験施設に限る。)

都筑中央公園(自然体験施設に限る。)

せせらぎ公園(文化体験施設に限る。)

茅ヶ崎公園(自然体験施設に限る。)

舞岡公園(自然体験施設に限る。)

本郷ふじやま公園(文化体験施設に限る。)

天王森泉公園(文化体験施設に限る。)

長屋門公園(文化体験施設に限る。)

別表第2の4(第28条の2第5項、第29条の2第1項、第33条第1項)

(平23条例48・追加)

名称	担当事務
横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会	公園又はその一部(こどもログハウス、三ツ沢公園、本牧市民公園の体験学習施設、長浜野口記念公園の集会施設及び大倉山公園の集会施設を除く。)の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該公園又はその一部の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会	本牧市民公園の体験学習施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市長浜ホール指定管理者選定評価委員会	長浜野口記念公園の集会施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大倉山記念館指定管理者選定評価委員会	大倉山公園の集会施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市白幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	白幡公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市神大寺中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	神大寺中央公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	境之谷公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	柏葉公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	永田みなみ台公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	港南台北公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市川島町公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	川島町公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	上白根大池公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市洋光台駅前公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	洋光台駅前公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市富岡八幡公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	富岡八幡公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市綱島公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	綱島公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	霧が丘公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市美しが丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	美しが丘公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	鴨池公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	踊場公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市桂山公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	桂山公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	いずみ台公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会	瀬谷中央公園のこどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第3(第29条の3第2項)

(平10条例17・全改、平11条例56・平12条例46・平16条例16・平16条例62・平17条例82・平18条例9・平19条例64・平20条例57・平22条例4・平23条例48・一部改正)

(1) 利用料金

種別	貸切利用		個人利用	
	単位	金額	単位	金額
野球場(俣野公園の野球場を除く。)	1日につき	15,600円		
俣野公園の野球場	1日につき	38,400円		
庭球場	1面1日につき	13,200円		
長浜公園の球技場	1日につき	26,000円		
長坂谷公園の球技場	1日につき	17,100円		
谷本公園の球技場	全面を利用する場合	1日につき		
	フットサルコートとして利用する場合	1面1日につき		
弓道場	1日につき	82,000円	1時間につき	300円
運動広場(玄海田公園の運動広場を除く。)	1日につき	17,100円		
玄海田公園の運動広場	1日につき	49,000円		
プール	1日につき	100,000円	1回につき	800円
			1時間につき	300円
子供用プール			1時間につき	60円
清水ヶ丘公園の屋内プール	1日につき	100,000円	1回につき	800円
			1時間につき	300円

新横浜公園の屋内プール				1時間につき	500円
体育館	体育のために、アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合	1日につき	26,000円	1時間につき	60円
	前項以外の場合	1日につき	52,000円		
港の見える丘公園の集会施設	集会室	1日につき	2,600円		
	ホール	1日につき	5,000円		
大倉山公園の集会施設	集会室	1日につき	3,800円		
	ホール	1日につき	5,000円		
	ギャラリー	1日につき	4,000円		
分区園		1平方メートル1年につき	400円		
本牧市民公園の体験学習施設の陶芸成形室				1日につき	1,000円
長浜野口記	ホール	1日につき	10,000円		
	多目的ルーム	1日につき	6,000円		
	音楽練習室	1日につき	5,000円		
	会議室	1日につき	3,000円		

念公園の集会施設					
----------	--	--	--	--	--

(2) 利用料金の端数計算

- ア 利用料金の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- イ 利用料金の額が年額で定められているものの利用料金の額を算出する基礎となる期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

(3) 利用料金の増減

- ア 有料施設の利用者が会合者から入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、第1号に定める利用料金に150,000円を加えた額を当該施設の貸切利用の額とする。
- イ 規定時間外に有料施設を利用する場合の利用料金の額は、第1号に定める利用料金に10分の15を乗じて得た額とする。
- ウ 有料施設の利用者が当該有料施設の附属設備を利用する場合は、第1号に定める利用料金に次表に定める額を加えた額を当該施設の利用料金とする。

附属設備の種別	単位	金額
競技用器具	1日につき	5,300円
場内放送設備	1回につき	4,500円
温湯シャワー	1回につき	個人用 100円
		団体用 3,500円
ロッカールーム	1室1回につき	3,000円
更衣用ロッカー	1回につき	100円
屋外照明設備	30分につき	5,150円
スコアボード	1回につき	7,000円
ピアノ	1日につき	3,000円
ちゅう房設備	1日につき	1,500円

窯設備	焼成する前の粘土 100グラムまでごとにつき	100円
舞台設備	1式又は1台、1日につき	4,000円
屋内照明設備	1式又は1台、1日につき	
映像設備	1台1日につき	
音響設備	1式又は1台、1日につき	
会議室	1室1日につき	9,000円
屋内練習場	1室1時間につき	3,000円

備考 会議室及び屋内練習場については、単独で利用することができる。この場合において、その利用料金の額は、会議室については1室1日につき9,000円、屋内練習場については1室1時間につき3,000円とする。

別表第4(第29条の3第2項)

(平10条例17・追加、平11条例29・平16条例16・平18条例9・平23条例48・一部改正)

(1) 利用料金の基本額

区分			単位	金額	
貸切利用	新横浜公園の総合競技場	観客席を利用しない場合	1日につき	84,000円	
		観客席を利用する場合	1階メインスタンドを利用	1日につき	144,000円
			1階メインスタンド及び1階バックスタンドを利用	1日につき	180,000円
			1階のすべてのスタンドを利用	1日につき	216,000円
			1階のすべてのスタンド及び2階メインスタンドを利用	1日につき	288,000円
			1階のすべてのスタンド、2階メインスタンド及び2階バックスタンドを利用	1日につき	360,000円
			すべてのスタンドを利用	1日につき	432,000円
	新横浜公園の補助競技場	1日につき	20,000円		
新横浜公園の投てき練習場	1日につき	19,200円			
個人利用(トラックのみ)			1人1回につき	200円	

(2) 入場料等を徴収する場合の利用料金の加算

貸切利用者が入場者から入場料その他これに類する対価(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、徴収した入場料等の総額に10分の1を乗じて得た額を加算する。

(3) 規定時間外に利用する場合の利用料金の加算

貸切利用者が規定時間外に利用する場合は、当該規定時間外の利用1時間につき、新横浜公園の総合競技場にあつては第1号に掲げる金額に12分の1を乗じて得た額を、新横浜公園の補助競技場及び投てき練習場にあつては第1号に掲げる金額に8分の1を乗じて得た額を加算する。

(4) 附属設備を利用する場合の利用料金の加算

利用者が附属設備を利用する場合は、次表に掲げる金額を加算する。

附属設備の種別	単位	金額
競技用器具	1日につき	20,000円
競技用特別器具	1式又は1台、1日につき	30,000円
場内放送設備	1回につき	4,500円
浴室(温湯シャワーを含む。)	1室1回につき	6,000円
温湯シャワー	1回につき	個人用 100円
		団体用 3,500円
更衣室	1室1回につき	5,000円
ロッカー	1回につき	200円
屋外照明設備	1時間につき	90,000円
大型映像装置	1基1時間につき	12,000円
撮影装置	1基1時間につき	10,000円
会議室	1室1回につき	12,000円
特別室	1室1回につき	36,000円

備考

- 1 会議室は、単独で利用することができる。
- 2 貸切利用者が業として行う広告を大型映像装置へ表示する場合は、1基広告1件につき24,000円を加算する。